

入 札 公 告

条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び四国中央市契約規則（平成 16 年四国中央市規則第 50 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 15 日

四国中央市長 篠 原 実

第 1 入札に付する事項

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件 名 | 高規格救急自動車資機材 |
| 2 | 納入場所 | 四国中央市消防防災センター |
| 3 | 納入期限 | 令和 8 年 3 月 27 日 |
| 4 | 調達概要 | モニタリング付半自動除細動器、気道確保用資機材、観察用資機材
呼吸・循環管理用資機材、創傷等保護用資機材、保温・搬送用資機材
消毒用資機材、訓練用資機材、一般資機材、自動車電話 |
| 5 | 予定価格 | 事後公表 |

第 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- 1 四国中央市物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成 28 年四国中央市告示第 46 号）第 3 条第 1 項の規定により「令和 7・8 年度入札参加資格審査申請書（物品）」を提出し、本入札の公告の日の前日までに入札参加資格を有する者のうち、業種名「救急用資機材」に登録しているものであること。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 公告の日から落札者決定の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）又は四国中央市水道局建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 19 年四国中央市告示第 120 号）の規定に基づく入札参加資格停止期間中にない者であること。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 5 四国内に本店、支店、営業所等を有するものであること。
- 6 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。市との契約に当たり、営業所等を委任先とする場合は、当該営業所等が高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。

第 3 契約条項を示す場所

契約条項は、四国中央市役所 3 階総務部契約検査課において閲覧に供する。

第 4 仕様書の閲覧等に関する事項

仕様書の閲覧及び交付並びに質疑応答については、次のとおりとする。

1 閲覧

公告の日から令和7年5月20日（火）午後5時までの間（閉庁日を除く。）、総務部契約検査課において1部を閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページに掲載する。

2 質疑応答

(1) 仕様書に質問のある者は、令和7年4月22日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に総務部契約検査課に持参、ファックス又は電子メールの方法により質疑応答書（様式5）を提出すること。なお、持参以外の方法で提出したときは、総務部契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、質問者へは作成後、随時ファックス等にて通知するほか、令和7年4月28日（月）午後1時から総務部契約検査課において閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページに掲載する。

第5 同等品確認に関する事項

仕様書に「同等品可」と表示がある物品について、仕様書例示品以外の物品を入札参加物品とする場合は、指定期日までの入札参加物品の同等品確認を受けなければならない。

1 同等品確認の申請は、令和7年4月22日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に総務部契約検査課に持参、ファックス又は電子メールの方法により同等品確認書（様式3）及び必要書類を提出し、入札参加物品が仕様書例示参考品と同等以上の物品であることの承認を受けること。なお、持参以外の方法で提出したときは、総務部契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。

2 承認の可否については、令和7年4月28日（月）午後5時までに申請者に随時ファックス又は電子メールの方法にて通知する。

3 承認を受けていない物品での入札参加は、認めない。

第6 入札参加資格審査方法等に関する事項

1 審査の方法は、四国中央市物品購入等一般競争入札実施要綱（平成30年四国中央市告示第33号）第4条の規定によるものとし、全ての入札参加者について審査するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無について申請し、市長の確認を受けることを要する。

3 入札参加資格審査申請に必要な書類

(1) 入札参加資格審査申請書（様式1）

(2) 応札物品調書（様式2）

(3) 第5に規定する承認を受けた同等品確認書（様式3）の写し（仕様書例示品以外の物品を入札参加物品とする場合に限る。）

(4) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し

(5) 入札参加資格審査結果送付用封筒（長形3号の封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便料金（460円分）の切手を貼付すること。）

4 入札参加資格審査申請書等の受付の期間及び場所

入札に参加しようとする者は、公告の日から令和7年5月1日（木）までの午前9時から午後5時までの間（閉庁日を除く。）に、前項に規定する入札参加資格審査申請に必要な書類を総務部契約検査課に持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送いずれかの方法により提出すること。（郵送により提出する場合は、必着のこと。）受付の期間内に入札参加資格申請を行わなかった者は、入札に参加できない。

5 入札参加資格審査申請に必要な書類の配布場所

総務部契約検査課において配布する。また、四国中央市公式ホームページの[トップページ](#)>事業者向け>[入札・契約](#)>[物品](#)>[【物品】一般競争入札公告](#)

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/9/3043.html> からも様式等をダウンロードできる。

- 6 入札参加資格の確認後、資格を有すると認められた者に対し、一般競争入札参加資格確認書（様式4）を交付する。ただし、資格を有すると認められた者が、第2で定める入札参加資格要件のうち、いずれかを満たさなくなったときは、入札に参加できない。

第7 現場説明

実施しない。

第8 入札及び開札方法に関する事項

入札及び開札方法は、次のとおりとする。

- 1 四国中央市物品購入等郵便入札実施要綱（令和3年四国中央市告示第41号）に定める郵便入札とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、2回までとする。第1回目に予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札の手続に入る。再度入札の入札書の提出期限等は、第1回目の入札参加者（失格及び無効となった者を除く。）宛てにファックス等により通知する。
※再度入札の場合における入札書の提出期限は、令和7年5月22日（木）正午とし、再度入札の開札執行日時は、同日の午後1時を予定している。
- 4 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- 5 開札への立会いは、入札参加者の自由参加とするが、開始時刻に遅れたときは、立ち会うことができない。
- 6 本調達は、同時発注している「高規格救急自動車」（以下「本体調達」という。）の関連調達であり、本体調達の入札が成立しない場合は、本調達の入札を中止する。

第9 郵便入札による入札書等の提出に関する事項

郵便入札による入札書等の提出については、次のとおりとする。

- 1 提出方法及び提出書類
一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参のいずれかの方法により、次の書類を提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、総務部契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。
(1) 入札書（入札書の日付は、開札日である令和7年5月21日とすること。）
(2) 一般競争入札参加資格確認書（様式4）（写し可）
(3) 第5で承認を受けた同等品確認書（様式3）の写し（仕様書例示品以外の物品を入札参加物品とする場合に限る。）
- 2 提出期間
令和7年5月16日（金）から同月20日（火）までの午前9時から午後5時までの間。（閉庁日を除く。）郵送により提出する場合は、必着のこと。
- 3 提出先
〒799-0497
四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市役所総務部契約検査課契約係

第 10 開札の日時等に関する事項

- 1 日時 令和 7 年 5 月 21 日（水）午前 11 時
- 2 場所 四国中央市役所 3 階入札室

第 11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金
 - (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。
 - (2) 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - (3) 履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。

第 12 契約書作成の要否 要

契約は、落札決定後 3 日以内（閉庁日を除く。）に仮契約を締結する予定であるので、契約保証等について事前に準備をしておくこと。

第 13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- 1 第 2 で定める入札参加資格を有しない者が行った入札及び入札参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- 2 第 9 で定める提出方法によらない入札
- 3 第 9 で定める提出期間内に提出しなかった入札
- 4 同一事項に対し 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札
- 5 その他入札条件に違反した入札

第 14 契約の成立要件に関する事項

- 1 契約の締結については、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定に基づき、四国中央市議会の議決を要する。
- 2 本入札の落札者は、四国中央市議会の議決があったときに本契約としての効力を発生することとなる仮契約を締結するものとする。
- 3 四国中央市議会において議決があったとき、四国中央市が交付する物品購入契約の効力発生通知書をもって本契約とする。
- 4 落札者の決定後、物品購入契約の締結までの間において、当該落札者が第 2 で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該物品購入契約を締結しないことがある。

第 15 契約代金の支払方法に関する事項

- 1 前金払 無
- 2 部分払 無

第 16 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、四国中央市契約規則、四国中央市物品購入等入札者心得（平成 28 年四国中央市告示第 48 号）、四国中央市物品購入等一般競争入札実施要綱及び四国中央市物品購入等郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- 2 この入札に係る問合せ先
〒799-0497
四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

四国中央市役所 総務部 契約検査課契約係
電話番号 0896-28-6008
FAX 番号 0896-28-6173
e-mail youdo@city.shikokuchuo.ehime.jp